随意契約理由書

件名	御崎車庫き電開閉所INV装置交換業務
契約の相手方	富士電機株式会社 関西支社 支社長 前田 一樹
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当

随意契約の理由

今回の点検整備対象である直流機器は、列車の営業運転に係る重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・随時検査を実施している。

本業務は、設備の劣化部品を取り換えるものであるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本点検整備業務に必要な交換部品を入手し本業務を責任を持って確実に行える者は当該設備の製造業者である「富士電機株式会社」以外にない。よって上記業者との随意契約を締結するものである。

担 当 部 署 (問合せ先)

交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)